

第十三回 参議院法務委員会會議録第三十五号

昭和二十七年五月八日（木曜日）午前十四時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

左藤 義詮君
岡部 常君
中山 福蔵君
吉田 法晴君

政府委員

法制意見第四局長 野木 新一君
法制意見参事官 位野木益雄君
法務府民事局長 村上 朝一君
中央更生保護委員 齋藤 三郎君
中央更生保護委員 大坪 與一君
会事務局成人部長 長谷川 宏君
事務局側 西村 高兄君
常任委員会専門員 鈴木 忠一君
常任委員会専門員 高兄君
説明員

最高裁判所長官

代理者（最高裁判所事務総局長）

鈴木 忠一君

本日、の会議に付した事件

○公聴会開会に関する件

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案（内閣送付）

○小委員の補充選任の件

第四部 法務委員会會議録第三十五号

昭和二十七年五月八日【参議院】

○委員長（小野義夫君） 只今より委員会を開きます。

先ず公聴会開会の件についてお諮りいたします。昨日の委員長及び理事打合せにおきまして、破壊活動防止法案外関係二法案について公聴会を開会することに決定いたしました。つきましては本件に関して議長に公聴会開会承認要求書を提出いたすことに御異議ございませんか。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう取計らいます。

なお公聴会の開会期日、公述人の人選その他便宜委員長及び理事に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小野義夫君） 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

積放の審理の開始手続を規定し、第三項では審理の方法を規定しておりますが、このうち審理の方法につきましては第三十條で直接に規定する事項と共に取りまとめ規定するほうが適當でございますので、第三項を本條から削除いたしました次第でございます。第三十條は現行法では面接に關する規定でございますが、この法律案では面接に關する事項だけでなく、仮釈放の審理の具体的方法の全般に亘る規定といたしまして、その見出しも（仮釈放の審理）と改めたものであります。本條の第一項は審理の実質内容に關する規定でございます。前條第二十九條から削除した第三項をここにいたしましたのでございます。第二項は面接に關する規定であります。仮出獄又は仮退院を許すべきか否かについて審理を行う委員が本人と面接し、本人が仮出獄又は仮退院に適當するか否かについての確かな心証を得るためにも重要な意義のある方法でございます。本項に於きましても現行第三十條と同様その審理を行う委員はみづから本人に面接しなければならぬことを原則といたした。併しなから地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の仮釈放審理の事務を全体として能率的に行わせ、仮釈放制度の運用を円滑にいたしますためには右の原則に弾力性を持たせる必要がありま

す。又審理の目的から申しますれば、事案の性質によつては必ずしも委員が審理の際みづから面接する必要は

ないと思われる場合もありますので、本項但書におきまして、本人が重病又は重傷である場合その他中央委員会の規則で定める場合であつて、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認めるときは、委員は裁量によりまして面接を省略することができるよう規定いたしました。これは現行法では面接の省略は、本人の重病、重傷又は危篤の場合だけに限られておりましたが、本項但書ではその範囲を拡張いたしました。審理事務の適正且つ能率的な遂行を図つた次第であります。第三項は、審理を行う委員が矯正施設の職員に協力を求めることができる旨の規定であります。現行法では、審理を行う委員は、面接に際しては、施設の職員に立合せ、その意見を聞かなければならぬことになつておりましたが、この改正案では、面接に立会せるかどうか、意見を求めるかどうかは、委員の裁量に任せ、ことにいたしました。又この改正案では、委員は面接の場合だけでなく、審理のあらゆる段階におきまして必要な協力を求めることができることになりました。

次に第四十一條は、現行法では、保護観察に付されている本人の呼出と、関係人の調査質問とを併せて規定しておりますが、この二つの事項は互いに性質がやや違ひますので、この改正法律案ではこれを二つの條文に分割いたしました。関係人の調査質問に關する規定は第四十一條の二といたしまして、この第四十一條には、本人の呼出に關する規定のほかに、引致状による

引致に關する規定を加へることになりました。従つて第四十一條の見出しを（呼出、引致）に改め、同條第二項及び第三項は、これは関係人の調査質問に關する規定でありますために本條から削除し、その代りに新たに引致に關する規定としまして、第二項から第七項までの六項を加へたのであります。本條の第一項は呼出に關する現行の規定そのままでございますが、加へました六つの項のうち、第二項は引致の対象と要件に關する規定でございます。これは実質的には現行第四十五條第二項を改めたものであります。引致の対象は、現行法では仮出獄中の者だけに限られておりましたが、実務の経験によりますると、仮出獄中の者だけでなく、仮退院中の者、或いは家庭裁判所で保護観察の処分を受けた者などに對しても、本人の所在が一定しないため呼出をすることができない場合、或いは呼出をしても本人が応じない場合等は、調査質問のため引致する必要があることがございます。本項ではこれらの者も必要により引致することができるようになつたため、その対象を「保護観察に付されている者」といたしたのでございます。引致の要件につきましては、現行法では本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

項に於ては、本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る十分な理由がある場合にはこれを引致させることができるというところになつておりますが、本項では更に場合を限定いたしまして、遵守すべき事項を遵守しなかつた疑いがあるだけでなく、本項の第一

号又は第二号の事実があるときに限り引致することができることに改められた。第三項は、第四項と共に引致状の発付に関する規定でございます。現行第四十五條第三項を補充訂正したものであります。現行法では引致状の発付は地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によるということだけを規定し、その発付を行う裁判官については別段の規定がございませんので、明確を期しするために第三項で裁判官を限定しまして、「本人の居住すべき住居の地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所の裁判官」といたしまして、なお第四項では、右の裁判官のうちには判事補も含むことを明らかにしたのでございます。第五項は、引致を行う者に関する規定でありまして、現行法第四十五條第四項の改正であります。現行法では、引致は司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものと規定されておりますが、今後は引致の対象の中には仮退院中の者や家庭裁判所で保護観察の処分を受けた者など、刑事手続に關係のない者が含まれることになりす結果、その引致を「司法警察職員」という立場で行うことは適当でないことになりすので、これを改めまして、引致は「警察官」、「警察吏員」又は「保護観察官」に行わせる趣旨に改めたのであります。第六項は、引致状の方式、引致の手続、引致された者に対する告知などについて刑事訴訟法の規定を準用する規定でありまして、現行第四十五條第十項に相当するものであります。第七項は、特に人権を保障する趣旨から設けた規定でありまして、引致状により引致された者は、引致後

二十四時間内に第四十五條第一項の審理開始の決定がなされた場合のほかは、引致後二十四時間内に釈放しなければならぬことになりました。次に第四十一條の次に加えました第四十一條の二、これは關係人の調査質問に関する規定でありまして、その第一項及び第二項は、現行第四十一條から先に削除いたしました同條の第二項及び第三項と全く同文でございます。次に第三章第二節中第四十二條の次に第四十二條の二を加えて、仮出獄中の者の保護観察の停止について規定しました。本條は形式上は新たに設けた規定のように見えますが、實質は現行第四十五條中の仮出獄の停止に関する規定に相当するものでありまして、ここに言う保護観察の停止は、実体的には現行法にいう仮出獄の停止と同様の趣意でございます。現行法に言いまする仮出獄の停止は、言葉の上では仮出獄の処分の効果を全面的に停止するかのような印象を与えますのでありますが、実体を考察いたしますと、これは仮出獄処分の効果を全面的に停止するものではありませんで、仮出獄処分に伴う保護観察と仮出獄中の刑期の進行等を停止するだけのものであります。

〔委員長退席、理事伊藤修君委員長席に着く〕
それを現行法では仮出獄の停止と呼んでいるのでありますが、言葉の意味が明確を欠きますので、今回はこの処分の実体を的確に表示するために保護観察の停止という言葉に改めた次第であります。本條の第一項は仮出獄中の者に対して保護観察の停止をなし得る場合を規定したものでありまして、現行第四十五條第一項に相当しますが、停止の範圍を必要な最小限度にとどめるために、停止の要件については現行法よりも厳密に規定いたしました。現行法では本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる十分な理由がありす場合には仮出獄を停止する決定をすることができるとありますが、本條の本項ではこれらの場合のうち特定の場合同、即ち本人が第三十四條第二項の規定により居住すべき住居に居住せず、そのために保護観察を行うことができなくなつた場合に限り、決定を以て保護観察を停止することができると改めました。第二項は停止の解除に関する規定であります。現行法には停止を解除する規定はないのでございますが、本項では仮出獄中の者が第一項の規定により保護観察を停止された場合に、その所在が判明しましたならば、その所在の地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は直ちに決定を以てその停止を解かなければならないことといたしました。第三項は引致を以て停止の解除とみなす旨の規定であります。第一項の決定によりまして保護観察を停止されおりました者が、引致状により引致されました場合には、本人の所在が判明したのでございますから、第二項の規定によりまして停止の解除をするのが当然でございますが、その決定よりもなお早い引致の日に停止を解きますほうが、本人のためには有利でありますので、引致のときに停止解除の決定があつたものとみなしたのでございます。次に第四項は、保護観察の停止と刑期との關係を規定したものであります。仮出獄中の者が第一項の

決定により保護観察を停止されました期間は、本人が保護観察を免がれている期間でありますので、その期間中刑期の進行が停止することは條理上当然であります。従ひましてこの刑期の進行の停止については必ずしも現行法と同様明文の規定を要しないと存するものであります。ただ刑期の進行停止及び進行開始の時点についてはこれを明確に定めておく必要があるもので、本項の規定を設けたものであります。第五項は保護観察の停止中の遵守事項違反は仮出獄取消の理由とすることができないことを定めたものであります。保護観察の停止中はたとえ遵守事項違反の事実があつたにいたしましても、あとになつてこれを調査することには困難でありますのみならず、又その期間中は本人に遵守事項を遵守させるための指導監督を与えていないのでありますから、その間の遵守事項違反を問責しすことは妥当でないと思われすので、本項の規定を設けたのであります。第六項と第七項とは停止の遡及取消しに関する規定でありまして、仮出獄中の者に対して保護観察の停止をいたしました後に、その停止の理由がなかつたことが明らかになりましたときは、直ちに決定を以てその停止の決定を取消さなければならぬこと、又その取消があつたときは遡つて第一項の決定はなかつたものとみなすことを規定いたしました。この二つのほうは本人が不当に利益を受けることができないうようにするために設けたものであります。

次に第四十四條第三項中、刑事訴訟法の法律番号を削りましたのは、この法律番号はすでに第四十一條第六項で明らかになつたからであります。次に第四十五條は留置に関する規定といたしました。現行の第四十五條は（仮出獄の停止）という見出しの下に三つの事項について、即ち引致状による引致、仮出獄の停止及び引致された者の留置について規定しておりますが、この法律案ではすでに申上げましたように引致については第四十一條で規定し、仮出獄の停止についてはこれを保護観察の停止ということに改めて、第四十二條の二で規定しましたので、この第四十五條はもつぱら留置に関する規定になつたのであります。本條の第一項は留置の対象と要件を定めた規定であります。留置の対象は引致状により引致された者のうちで、仮退院中であつて第四十三條の申請をするために審理を行う必要があると認められる者、又は仮出獄中であつて仮出獄の取消をするため審理を行う必要があると認められる者、この両者に限るのであります。現行法では留置の対象は仮出獄中の者だけに限られておりましたが、仮退院中の者に対しても本人の更生を図るために少年院に戻して収容する必要があると思われす場合に、地方少年委員会又は地方成人委員会は第四十三條の規定によりまして家庭裁判所に対してその旨の決定の申請が必要であり、その申請をするについてはあらかじめ本人につき審理の必要があり、その審理のため数日間の留置を必要とする場合もありませんので、この改正案では仮退院中の者も留置の対象に加えたのであります。従来は仮退院中の者を留置し得る規定がありませんたために、第四十三條の運用について困難している実情にありますが、この改正

によりましてその困難は除去されることになると存じております。留置の性質から考えまして慎重にするべきものと考えられますので、この法律案では留置の前には審理開始の決定を要するものとし、この審理開始の決定が引致後二十四時間内になされた場合に限り留置することができるものとしたのであります。第二項は留置の場所と期間に関する規定で、現行規定の第六項に相当いたします。ただ留置の場所については特に少年保護鑑別所を附加したのであります。これは留置の対象に仮退院中の者が含まれることになりましたので、仮退院中の者の留置については原則として少年保護鑑別所を利用する趣旨であります。その他の点は現行第六項と同じであります。次に第三項は仮退院中の者に対して留置期間の特例を設けた規定であります。仮出獄中の者につきましては、仮出獄の取消権が地方少年委員会及び地方成人委員会にありまして、引致後十日以内に適当な決定をすることができるとありますが、仮退院中の者を戻して収容する決定は裁判所で行わなければならないので、地方委員会としてはその決定の申請をした後、裁判所から決定の通知があるまで本人を確実に保護する必要があります。この必要に応じますためこの第三項で継続留置の規定を置いたのであります。第四項は第二項の規定により留置された場合の留置の日数を刑期に算入する規定であります。現行の第九項と同じ趣旨であります。第五項は特定の急速を要する場合には第一項の審理開始の

決定の仕方の特例を設けたものであります。次に、第五十五條の次に第五十五條の二を加えて決定の告知に関する規定いたしました。決定の告知については現行法には規定がなく、中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会において決定をいたしました場合には、一般の條理に従いましてこれを本人に告知することにいたしておりますが、本人の所在不明等の場合には告知が困難でありますので、これらの場合につき特別な告知の方法を定めるため新たに本條を設けたのであります。第一項は処理上当然のことであります。決定は告知によつて効力を生ずるものであることを明らかにしたものであります。第二項から第四項までは告知の方法に関する規定であります。そのうち第二項は告知の方法を一般的に定めたものであります。第三項は決定を受けた本人が在監者又は在院者である場合の特別な告知の方法につき規定したもので、この場合に決定書の謄本又は抄本を監獄又は少年院の長にその送付があつたときに本人に対する送付があつたものとみなされ、従つてそのときにおいてその告知が終るのであります。第四項は所在不明者などに対する決定の告知のために設けた規定であります。例えば所在不明の者に対しては保護観察を停止する決定をいたしました場合には、その決定の告知については本項に掲げましたように、決定書の謄本又は抄本を本人の居住すべき場所に宛て書留郵便で送付することを認めたのであります。次に附則第一項は施行期日に関する

規定であります。附則第二項は犯罪者予防更生法の改正に伴う経過規定でございます。附則第三項は引致状に関する規定の條文の番号を先にならば、それにより変更いたしましたので、それに伴いまして刑事補償法第一條第三項中の引用條文の番号に所要の改正を加えた規定であります。附則第四項は刑事補償法の適用に関する経過規定でございます。以上がこの法律案の各條の立案趣旨でございます。○理事(伊藤修君) では本法案につきましてこれより質疑に入ることにいたします。質疑のおありのかたは質疑をお願いいたします。○宮城タマヨ君 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、これは各條文については随分いろいろございまして、この次に、丁度局長が見えておりますから二、三點伺いたいと思つております。それは平和條約の発効に伴いまして一般の受刑者については随分大幅の恩赦が行われたのでございまして、少年院や特に特別少年院の少年につきましては、恩赦と何か同趣旨の手が打たれたのでございまして、如何でございますか。○政府委員(齋藤三郎君) 恩赦の性質からだけ申しますと、少年院は保護処分でございますので、関連して考えるところは理論的におかしい点も出て参りますので、實際の事情におきましては、特別少年院の施設が足らないために刑務所の一部等が特別少年院として使用されている、こういう現状でございます。従いまして最も現状の悪い少年が保護処分を賄えないという

て検察庁に送致になる、それが起訴されて有罪になり、そうして少年刑務所に入る。その次に軽い子供が特別少年院に送致されます。同じ少年刑務所に入つて、こういった実情もございまして、さういふ関係でございまして、単純にこちらだけで解決できない、さういふふうでございまして、恩赦のほうは相当の早い期間に中央から各地方委員会に通報を出しまして、その辺の事情をよく調査して、特に特別少年院の少年に対して何とか片手落の処置がなされているということのないように、恩赦の趣旨、独立回復のこともよく少年に言い聞かして、大いに本人が発奮するように仕向けて、その度合に応じて仮退院を早くするように、こういう通報を出して処置をさして参つております。○宮城タマヨ君 そういふ手をお打ちになりました結果、特別少年院の少年なんか特にそれで納つておられますか。併し聞きますところによると、この少年たちが今おつしやつていられます通りに、自分よりもつと悪いことをしたまでもございまして、自分らがいつた暗い気持ちで少し騒いでいるような様子も耳にしましたが、如何でございませうか。○政府委員(齋藤三郎君) 右の趣旨の通報は古橋局長と十分連絡をとりまして、私のほうからは地方委員会に、それから古橋橋正保護局長のほうからは少年刑務所長に今から通報を出して処理いたさせております。現実はそのういふ事態はなからうと私は存じておりますが、まだ古橋さんからもさういふ点伺つておりませんでよくわかりませ

んでございます。○宮城タマヨ君 これは少年院のほうには、特別少年院といえどもやはりこの保護矯正教育でございまして、さういふときは非常に私取扱いが大事だろうと思つておりますが、一つ至急に局長のほうからも事情をお調べ願ひまして、どうか万遺漏のない手を打つて頂きたいとお願ひを申上げておきます。それから次に中央委員会や地方委員会の今の委員の人数と現在の構成で別にお困りになつておりますような点はございませんでよろうか。○政府委員(齋藤三郎君) 現在は関東の委員会が成年、少年とも五人でございまして、その他の七つの委員会は成年、少年共に三人の委員で構成されております。さうしてその委員が大体月一回くらい各施設を廻つて監督をいたしております。さういふ関係で特に福岡、九州の委員会等におきまして島などに受刑者が出ておる、或いは北海道等におきまして非常な山間、交通の便の悪い所に受刑者が構外作業といふことで出ております。その中に仮出獄等の審査のために面接をしなければならぬ、さういふ場合がございまして、各地の委員会が相当その点で非常な苦心を払つております。そのためにややもすれば仮出獄後の保護観察について各地方委員会の山間におきまして保護観察所の保護観察について委員自身が監督が不十分ではないかというふうな点もございまして、結局さういふ面接事務だけはまあ都合なくやつておられるようですが、肝心の保護観察の監督の面においてまだ十分と言いたない点もあるかと存じております。さういふ点を考えまして、今回の改正

の觀察所におきましてはこの点に特に努力を払つております。又中央におきましては労働省にいろいろ事情を訴え、労働省でもその点を理解されまして、昨年でありましたか職業安定所に各府県に通牒が通じて、現在いろいろことでやるように通達が出ております。それは各刑務所からあらかじめ出所する人についての名簿を出して、安定所においても特に責任者の一人をきめまして、その人が十分できるだけ努力をするようにという通牒が出ており、又今般の講和恩赦の際にも労働省及び厚生省から職のない者、生活の困難しておる者についてさような機関が十分協力を図るようという通牒も出しております。併し現実問題においては一般の人々もなかに就職ができないという場合に、又前科者という非常なハンディキャップを持つて迎えられるという点で、努力はいたしましてもなかなか思うような十分な成績を挙げ得ない、こういうような現状になつております。

○中山福蔵君 如何ですか、日本は法律をたくさん作るだけで、法律の規定というものに陶醉しておるといふような感じを受けておるのですが、本當の活きた法律の精神を社会的に推進して行くといふことがどうも手ぬるいように私は考へておるのですが、私三十四、五年の弁護士経験によりますと、何と申しましたも飯を、胃袋をどういふふうに充たさせるかといふことに少年の犯罪でも成人の犯罪でも繫つてゐるのであります。殊に日本はアメリカなんかと違ひまして、飯を食うといふことについての処置を講じてやらなければ、犯罪は幾ら減らすとか、成年の悪

質なやつを矯正するとか申しまして、結局落ち行くところはそこだといふ感じを持つておるわけなのですが、これだけの改正案をお出しになつて所期の目的をこれで達せられるかどうか、私はこれに対して非常に疑念を持つております。要するに法律の運送といふものは、その人によつて効果を挙げることができると思ふのです。単に法律を幾ら改正しても、なか／＼これは至難なことだと実は心配いたしておるのであります。ここに書いてあります「犯罪をした者の改善及び更生」この前私は少年保護院といふものを視察に二、三カ所参つて見たんです。成るほどなか／＼面白くすべての事務を運んでおられるといふことも見て参つたのであります。私は戦後と戦前といふものは社会の環境といふものが非常に違つて来たと思つておるのです。それで少年或いは成年のこの犯罪の予防或いは犯人の社会的更生につきましては、戦前と戦後との点についての觀察も、その觀察から生れて来る印象といふものも相当に違つて来なければならぬのじやないかと思つて居るのですが、戦前と戦後においてその点についての当局のかた／＼の犯罪者を御覧になつた重要なポイントといふようなものをしつかりと把握しておられるかどうか、若しそういうことがありましたらば一つお聞かせ願つておきたいと思ひます。私は今日は内容に入らな

承つておきたいと思ひます。○政府委員(齋藤三郎君) 非常にむずかしい問題でございます。十分お答えはできないと思ひます。ただ私も戦後の犯罪、殊に少年犯罪について感

じておりますことを、甚だ貧弱な觀察でございますが、申上げておきたいと思ひます。犯罪全体について見ますと、戦前は三十歳、三十五歳その辺の年齢層が一番犯罪者の中で多うございました。最近では刑務所の中だけの統計によりますと、二十歳から二十五歳までの人が非常に多うございます。又戦前には余り聞かなかつたような十四歳未満で相当の悪質犯罪をする、こういうふうな非常に犯罪者の年齢層が下に参つております。それは戦争中の教育の不徹底やら家庭が生活で困つておるやら、或いは住宅関係で非常に余裕のない、子供には不適當な住宅関係もある、又社会の混乱といふようなもの、或いは道徳觀念の混乱といふようなものが一番抵抗心の弱い年齢層に反映してある、こういうふうにも見られるのではないかと、それから又犯罪の動機につきましても極めて単純な、なせそんな強盗であるとか、或いは強盗殺人であるとかといふふうなことを犯さなければならぬといふ事情もないのに、いと簡単に犯してしまふ。そういう点から申しましても、やはりこれらについては単純に刑罰と

いふだけでは問題は到底解決できない。これについてはいろいろ方面の施策も必要でございます。勿論、又私どもの分野におきましてはこれらの正しい生活のあり方を教えるといふふうな保護の点も従来よりも増して強化しなければならぬのではないかと、そういう意味合ひで少年法ができて、少年犯罪については刑罰よりも先ず矯正といふ点で一遍これを考へてみようといふふうな点で家庭裁判所も生れ、又少年院等も強化しなければならぬとい

ふことに相成つておるのでございます。御指摘のようになかなか困難な問題でございます。法律制度だけが一応できましても、なか／＼実効が挙げられない。これについては私もできるだけ努力を払つて実効を挙げて参りたいと思ひます。今度の改正案はただその手段道具でございます。それによつて直ちに成績が挙るといふふうには考へてはならないのでございますが、私どもの手段道具がよくなれば、それ以上に又それを使う人が真剣に當るといふことが必要である。そういう方面でできるだけ努力をいたしたい、かように存じております。

○中山福蔵君 もう一つこれはお伺ひして置きたいのですが、実は近來の思想、いわゆる学生の思想傾向といふものは極めて画期的に動いておると私は見ております。殊に男女共学といふようなことになりました結果、こういう法律問題を取扱つておられるところの当局のかた／＼で、学校といふものに關係を持つて、子供の心理の動き方といふものを御参考になさる必要が極めて私は大事なことだと思つておるのですが、こういう方面について参考として学校の当局者は資料となるものを収集しておられるかどうか、その点ちよつと承つておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三郎君) 少年の不良化問題につきましては参議院、衆議院両院におかせられました御決議もございまして、中央青少年問題協議会といふものが生れまして、文部省、労働省、厚生省方面とか、最高裁判所、国警、その他民間のそれ／＼の權威のかたがお出になりまして、いろいろと協議を

遂げ又情報を交換し合つて、又適切な時期にパンフレットを出すとか、又施策を中央で考へておること、又地方の实情を把握するために地方にも同様の組織を以て少年に關する關係機関が歩調を一にしてこの問題に當りたい、こういうことでたしか一昨年であつたかと存じますが、そういうものが生れていろいろと活動しておるといふような状態であります。

○中山福蔵君 その活動しておられるという特殊の事務を取扱つておる局か何か設けてあるのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 中央におきましては、総理府の審議室がこの仕事を所管しております。それから地方におきましては大体府県庁が中心になつて、そして各關係機関と連絡をとつております。こういうふうな動いておるようでございます。

○中山福蔵君 私は学校問題については相當の関心は実は持つておるものですが、学校のほうにいろいろ私のほうで取調べてみますと、そういうことについての資料を集めては余りおいでにならないといふことを聞いておるのですが、単に集りをしたという御報告だけにとどまつて、現在そういう問題について御資料があるのでしょうか、その点特に私はお尋ねしておきたいと思ひます。

ぜか、いわゆる首を齧るといふことより、少しも復活されるならばこの際最高裁判所も復活を要求すべきではないか。従つて原案はこの点において修正する必要はないかと、こゝ申上げたにもかかわらず、鈴木さんはその必要はないのだとこゝおつしやつた。然らばその八百幾名の減員によつて将来裁判所の機構は賄えるか、こゝ念を押したら必ず賄えますと、こゝういふ答弁であります。又次に八百何名の減員は實際賄首するかどうかといふたらば、それに対してはあなたは、出血をさせずして、いわゆる退職希望者の退職を承認することによつてそれは賄えるのだと、こゝういふ御答弁でした。然るに本日の議題になつておるこの法案におきましては、僅か八十四名の増員を要求されておる。当時一割何分も復活しますれば、賄つて余りある、まだ数カ月もならんうちにかなう見通しがつかないといふことは、私は当局者として甚だ遺憾じやないかと思ひます。その事情を先ずお伺ひします。

○説明員(鈴木忠一君) 只今伊藤委員から御質問になられたことは一応御尤ものように私も存するであります。併しあのときに政府の提出した整理の人員を各省ごとに復活させる、それによつては裁判所も復活させたらどうかという御意見のあつたことも私はつきり覚えております。それに対して私はこゝで復活の必要はない、復活して頂かなくてもいいのだといふ趣旨には申しておらなかつたつもりであります。復活して頂きたいのはやまやまであるけれども、大蔵省との間の屢次の折衝によつて、事務的にこゝういふ数字でこちらも承認をした關係もあ

り、且つ政府が、とにかく政府の立場上行政整理を執行するという方針には裁判所も協力をしよう。そういう立場で大蔵省との間に八百九十九名といふ数字を、不満ではありましたが、私も弾き出しました。それで国会から、私もこのほうから申せば勿論親切なお言葉でありませうけれども、国会からそう言われたらとらいつて、そんなら大蔵省の減らした方が多過ぎた、大蔵省けしからんといふような形になるような結果は、私どもとして馬鹿正直な、融通がきかないといふような誇りは受けるかも知れませぬけれども、当時の気持としては是非この復活要求を、復活をさせてくれ、このように御尽力をお願いしたいといふように積極的になる気持ちにならなかつたのは事実でありますけれども、国会のほうで復活をして下さるということについては、私には少しも反対ではなく異議がなかつたのであります。それは当時の速記をお読み下さつてもその間の事情が私にはわかるように存するわけでございます。それからそのときに伊藤委員から、将来裁判所は人員の復活という、増員ということはないつもりなにかといふことも質問を受けたことも、これもはつきり覚えております。それに対してそれはさういふつもりは少しもない、ただ現在問題になつておるこの行政整理、まあ国の方針としての行政整理に裁判所もできるだけのことを苦しみながらもやるといふ意味でこの整理案を出したわけなのだから、将来更に事務その他の組織の都合等によつて人員の必要な場合には遺憾なく要求をするつもりだと申上げたはずであります。そのときに伊藤委員からは、さういふことなら裁

判所の復活要求には尽力しないぞといふような半分冗談のようなお言葉を頂いたことも私覚えておるのでございませう。私の答弁はそのときに将来要求は、増員の要求はないといふようなことは申上げなかつたことを私はつきり覚えておるのであります。それから整理の方法についてどうするつもりかといふことも御質問を受けました。それについて事実上出血といふことは、つまり本人の意に反しての整理といふことは実際上行わなかつても、任意退職の形式で実際は実行をする方針であるといふことも申上げました。その点についての実行の結果は、三月末までにみんな任意退職の形で退職の結果、八百九十九人について出たわけでありませう。ただ裁判所のほうとしては最初申上げましたように、一方においては当時この今度増員をお願いしておつた数を、もつと大きな数で大蔵省のほうへ要求しておつたはずなんです。ですから事務的に裁判所が大蔵省の方針、国の行政整理という方針に協力をするといふことに立場をとつておつても、一方において要求をしておつたのだから、そのほうで人数を殖やして、さうして行政整理になるほうは、結論的に言へば今日増員しておる数だけを減らさぬだけの一体手際ができておつたのだとおつしやると、誠に私どものほうとしては不手際だつたと思ふのです。けれども大蔵省のほうは、要求は要求としてそれは別個にしておいてくれ、それは又整理の結果考えよう。整理のほうの人数は整理のほうの人数としてきめてもらいたい。要求を出してから整理の人数をどういふようにして協定しよう、妥協しようといふ

ようなことには応じなかつたわけなんです。ですから結果的に言へば、甚だ御指摘を受けたように目先のきかない案だとお叱りを受けるのは御尤もなんですけれども、実情を申上げますとさういふような事情で、形としては誠に不手際な結果になつたことは、これは私も率直に認めざるを得ないのであります。○伊藤修君 今の鈴木さんの御答弁は、要するに最初行政整理をするといふ段階におけるところの大蔵省と最高裁判所とのお話をそのまま堅持されたに過ぎない。ところがその後の経済情勢によつて復活されるという今度は新しい段階に入つたわけですから、その段階の際に私が、この際別に新らしい要求するわけじやない、他の省も復活しているのだから、それに倣つて復活された人員は約一割何分なんだから、その比例を頂いて最高裁判所も復活されたらどうか。忍びがたきを忍んで減員したのだから、してみれば当然それは復活することを求めても最初のお約束とは違わなわけなんです。而もあなたの今の御説明では、その当時は聞かなかつたが、今の御説明では、減員は承認し、一方にはその後におけるところの増員を要求してあつたと、こゝういふのです。してみますれば、当時さういふ二つの事情があるならなお復活を要求すべきじやないでしょうか、さうすればこの数字は当然そのときに賄なつて行けるのです。あなたのお考へは、一番初めに約束したから、それは如何なる情勢が変化してもかまわな、その約束は守つた、それは裁判所としてはさういふ固い信念で職務を扱ひになるのは結構です。併し行政の問題についてはもう少し融通性を持つ

て、機微に應じてかけ引きをすべきでしよう。最高裁判所と司法部とかはいつも固苦しいことを言つておつて、いつも予算をちつとも取れないのです。各省の中で一番司法部が予算を取ることが下手なんです。それでいて國家機構の運営についていつも困つておる、さういふあり方は少し考えなければいけません。やはり情勢の変化によつてする、それに應じて、何も不当な要求をするわけじやない、当然腹に持つていらつしやる必要な人員であるから、その際要求をしておいて、而も国会はそれに加担をして、新たに復活したらどうか、修正したらどうかといつても、このままではよろしくございませう、修正しなくても差支えありません、あなたに何通水も向けてもあなたに承認しなかつた、速記録を御覧なさい、その定員で十分賄つて行けます、速記録で十分はつきりしておりますよ。さうして今更これを要求する、必要の人員なら増員することに、何百人増員することにもやぶさかではない、決してこれにこだわつて反対する意味ではないのです。さういふ扱ひ方がいけないのです。国会が而も親切にそれだけ申上げておるのにかかわらず、日ならずしてこゝやつて法律を出して来るじゃありませんか、して見れば当然その際それに便乗してと言へば言葉が悪いか、当然の権利です。そのときの立場として十分了承される、我々はほかの各委員会から法務委員会はいか、こゝう言われたから、だからあなたにそれを言つた。農林はこれだけ取る、どこそこはこれだけ取る、建設は四人くらいでも復活した、今私あなたに説明した四人、わずかに四人ですら建

設あたりは復活しておる。法務委員会
いか、こう言われたから、私はあなた
に強く示唆したわけです。にもかかわ
らずあなたとしては頑としてそれを拒
否されたと言つては言葉は語弊がある
かも知れませんが、とにかく御同意が
なかつた、そういうあり方はよくない
と思つた。而もあなたは理事者とし
て見通しがついておるのだから、現
になくちやならんという数字なんだか
ら、これでも或いは足るか足らんかわ
からないでしよう、今後は必要な人員
はどん／＼増員しなければならぬの
です。結構なことと思つた。そ
うして仕事をささして頂ければ結構だ
と思ふ。そういう目先がきかぬことでは
いかん、こういうのです。どうです。
○説明員(鈴木忠一君) 目先がきかな
いとおつしやれば正に目先がきかなか
つたわけなんです。目先がきかなか
ども少し目先がきかなかつたのも、ま
あ各省も裁判所と同じように、かなり
大蔵省と鑄せりあいをしてきめておつ
て、そしてそれは又あとで国会のほ
うにお願いをして変えるというふうな
態度を、目先がきかなかつたものです
から……、実は余りよくないのじやな
いかというように正直なところ思つた
わけなんです。まあ、我々我々のよう
な意味も加えまして、伊藤さんから折角
水を向けられたのに、それに飛びつい
てお願いをしなかつたという点は、確
かに私としても目先がきかなかつたと
思つたのでございます。これから少し情
勢の変化というふうなことをよく心得
まして、予算をたくさん取れるように
お願いしたいと思つた。

○伊藤修君 それは私個人の意見じや
ない、当時の国会全体の空気があつて、
確定的なことであつた、別にそれに対
してやこや言うわけじやない。だが
私はしつこくあのとき申上げた、私
の個人だけの意見であつて、どうしよ
うというのじやない、国会全体の空気
がそういうふうであつたから、それに
便乗してという言葉は悪いけれども、
必要のある数はお取りなさいというこ
とを、こゝ申上げたのです。政治と
いうものはそういうものですから、も
う少し御勉強なさらなければいかん
です。
それからもう一点申上げて置く。こ
の第三項ですが、第三項の点も私はそ
のとき質問したのです。いわゆるその
当時法案において今修正しなくちやな
らん、他の委員会において修正される
虞れがあるからいいかと言つたので
す。あなたはこれはこの原案はこのま
まで差支えありません、こういうお話
だつた。そういう情勢があるがよろし
いか、それは待つてからしなくともい
いかと言つたら、果して又他の委員会
において修正されまして、最初の政府
原案が變つて来まして、国会において
法の改正をしなくちやならんという方
針が決定された。従つてこの法案も今
度反対の形になつてここで修正しなく
ちやならん、こういう点もやはり全般
を眺み合せて扱つて頂かんと、朝令暮
改式に法律をしよつちゆうひねり廻す
ということはおかしいのです。先ほど
中山さんのお話もちよつとあつたよう
ですが、余り法律をなぶることに……
これは悪い法律ならどん／＼直して結
構です。結構ですけれども、もう少し
見通しをつけてやつて頂きたい。別に
それは二年も三年も先のことじやな
い、当時国会の各委員会の間において

そういう空気があつたのだから、それ
を見てそれと歩調を合せて行くべきじ
やないかというように申上げたので
す。それに対して別に御同意なかつ
た。
○説明員(鈴木忠一君) 第三項とい
うと附則の第三項の問題でございま
す。
○伊藤修君 そうです。
○説明員(鈴木忠一君) それも私記憶
してあります。それは中山委員から質
問がございまして、法務府のほうの委
員からその点について答弁があつたわ
けです。私のほうとしては別にその当
時の責任を逃れるわけではありませ
ん。逃れようとする意味ではございま
せんけれども、私のほうとしてはこの
第三項については私自身は多分答弁
したさなかつたと思つた。ただ答弁
いたさなかつたけれども、法務府のほ
うでは意見同の長官、その他から答弁
があつた際に、まあ原則としては確
かに異議を述べたほうがいい、中山
委員が御発言になつた、削るという御
主張も私に思つておつたのです。
が、実際に最前申上げましたように、
裁判所については、一般の行政職員に
ついては私問題だと思つておつた。併
し、裁判所の職員については最前も申
上げましたように、とにかく出血をし
ないでやれるだろうという見通しが
かなり強かつたものですから、まああつ
たところで実際はそれが活用がないと
いう形式になるのじやないだろうか
と思つたものであります。そのま
ま、私は強いて発言をいたさなかつた
のであります。それは確かに今おつし
やられるように、この点についても当
時御発言があつて、もう少し待つたら

いいのじやないかと言われたけれど
も、あの当時の情勢で、まあとにかく
通そうじやないかというので、早く少
し急ぎ過ぎたという形は確かにありま
したのですが、それも目先がきかなか
つたと言えは確かにおつしやられる通
りであります。
○伊藤修君 まあ過去のことはそれは
言うても何ですが、とにかく将来も
少し考へて頂きたいのです。それはす
でに法の権威というものを失うばかり
でなく、国民がこれによつて、まあこ
れは国民直接には関係ありませんが、
間接には関係あるのですから、やはり
規則とかそういうものならとにかく
国の法律を随時しば／＼変えるとい
うことはいけないと思つた。それはま
あ世の中の変化によつて変えることは
当然あり得ることです。そうでなく、
その当時の情勢においてそういうこと
が考へられた場合においては慎重に扱
うべきだと、かように考へて御注意申
上げたわけなんです。
次に第三條ですね。檢察審査会のこと
と、これは最初日本において檢察審査
会を設ける、いわゆる起訴陪審式のも
のを設けることは是非については当委
員会においても異論があつた。併しア
メリカにおいても全般的にはまだそう
いうことはやつていないにもかかわら
ず、日本でテスト的に行われたその結
果、相当一億八千万円の費用を使つて
おるはずですが、今どれだけ使つてお
るか知らんが、この運営の今日の結果
どういふ情勢が現れておるか、それを
一遍資料を出して頂きたいと思つた
す。いわゆる何件くらいあつて、どう
いう勧告をなされたかということを一
つ出して頂きたい。それから檢察審査

委員の能力の問題を二つ資料を出し
て頂きたい。私は実際は知りませ
んが、恐らくはあれは抽籤か何かによつ
て或る範囲の人から抽籤して、俗に
言う熊公八公のおかみさんでも委員に
なれるという形になつてゐるらしいの
ですが、これは少し考へなければなら
んと思つた。それで全国的には申
しません、私の知る範囲におきまし
ての檢察審査会の運営というものは、
全く委員の運営じやないのです。裁
判所の職員、従來の書記、今は事務官
というのですか、局長というのです
か、その裁判所職員の運営によつて行
われるわけですね、もう一歩深く入つ
て考へると、従來書記をやつておつた
人が檢察庁全体の起訴のあり方を常に
監督しておるといふ形になるのです。
ね、實質は委員会……形の上では国民
若しくは委員会が干渉しておるとい
うのですけれども、事實はそうでなくし
て、それを運営しておる中心たる職員
の考へ方によつて何々檢察の扱いはど
うとか、何々檢察の扱いはどうとか
というお目付けをやつておるといふ形
になるのです。これは私はちよつと
よくないのじやないかと思つた。
機構はいいとしても、實際運営はそ
ういふような運営をなされてゐるらし
いのです。というのには委員にそれだけ
の能力がない、殊にこの事案が起訴さ
るべきか、犯罪が成立するかしな
いというふうなむずかしい問題を、相
当有識の人ならちよつと考へて、そ
ういふような一般国民の中から何らの素養
もない人に批判せしめるというこ
は無理かも知れませんが、又そこまで日本の
水準が行つていないかも知れない、従
つてその職員の考へ方によつてどうに

でもなつてしまふというあり方が多いのじやないかと思う。これは田舎のほうに行くほどその弊害は強いのです。だから檢察審査会の事務局長は檢察庁のお目付役だ、極く地位の高い檢察正もその勸告に従わなければならない、こういう運営になっておられますね、ちよつと矛盾があるのです。こういう点の運営について一つ詳細な資料を出して頂いて且つ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(鈴木忠一君) 最高裁判所でおかつておる範圍内で今おつしやられた資料を提出して、その際御説明申し上げます。

○伊藤修君 第一條關係で、この前の八百九十九人の中のさつきの任意退職はどれだけ、職首とだけ、その地位、その数字を一つ出して頂きたい。

○説明員(鈴木忠一君) 八百九十九名のうち八百九十七名が任意退職で、つまり二名残して、あとの二名が人員の中にまだ未済として残つておるわけです。それは多分六月までの間の……。

○伊藤修君 階級を一つ知らして頂きたい。

○説明員(鈴木忠一君) あとで申し上げます。

とに實際はなつておるわけでありませう。ですからその宣伝の方法をどういふふうにしてやつておられるか、又何回くらいそういうふうな宣伝を今までおやりになつたか、そういう点を一つ同時に何か参考になるものがありますれば頂きたいのです。

○説明員(鈴木忠一君) 今中山委員から御発言になりましたように、檢察審査会という制度そのものが極めて新しいのでありますので、一般の国民に周知徹底されていないという事は確かか、その通りだと思つて、最高裁判所としては、檢察審査会の運営上各地で講演会を開き、そして映画をやる、さよらな事、そのほか随時ポスター等によつて宣伝はしてやつておられますが、それが定期的なやつておられますか、各地で統一的にやつておられますか、只今のところはつておりましたか、その点はこれも調査はつきりいたしまして申し上げたいと思つておられます。

○伊藤修君 裁判所職員については、御承知の通り特別職になつたわけですが、先に臨時措置法によつてこれに關するところの手当をされておるようですが、これは恒久法にして出す意思があるのですか、ないのですか。

○説明員(鈴木忠一君) これは私のほうの、本来法律立法ですから所管でありませんが、裁判所のほうの気持といふことは、國家公務員法と眺み合せて将来恒久法を、できるだけ早く恒久法にしたい、こういうふうな考えでおります。

○政府委員(野木新一君) 只今の点であります、國家公務員法との關係でだん／＼遅れて来ておりますが、國家公務員法のほうが大体安定した見通しがつくようになりましてならば、裁判所にも十分意見を伺ひ、又連絡して、できる限り早く恒久法にしたいと思つておる次第であります。

○伊藤修君 もう一点、檢察審査会の運営について、いわゆる委員になられる人、当日抽籤によつて出席されたかたに對して、その常識及び学力程度を簡単にテストして、その日の委員として立会つて頂くことを先ず選定の要件としておるようですが、アメリカあたりはそれは極く簡単で、朝呼び出し出して出頭して頂く、そこで一定様式の紙を渡して、それに國家公務員の試験みたいなことをして、○を付けたら△を付けたらしてその人の常識を先ずテストして、この人にその日立会つて頂くというふうなことはやつておられますか、日本でもそういうふうな扱いにして、基本的に委員に常識の豊かな人を求めるという考え方はあるのかないのか。

○政府委員(野木新一君) 檢察審査会の制度は御指摘のように新憲法制定後にできた新しい制度でありまして、而もこれは陪審法などの考えを參照いたしましたして、一般国民の中から選ぶというふうになつておられて、特別に委員になる人の範圍を限定しておらないわけでありませう。従ひまして御指摘のように学力、識見等において問題になるといふ点があるという事は、ほかのほうでもそういう声も出ておるわけでありませう。この制度は実施して三、四年たちまして、そろ／＼その運用の実績等を見まして或いは再検討という段階にも達しておるかと思つておりますので、今後ともその運用の実績或いは各方面の意見などを聞きまして、

なご一層よい制度にして行きたい、政府もそういう考えでおりますので、裁判所やなごの運営を裏から見ても、また檢察庁などの意見、その他の各方面の意見を聞いてなご研究して行きたいと思つておる次第であります。

○伊藤修君 私は別に特段に学識経験の高い人、若しくは専門家を委員にしてというのではないのです。いわゆる国民の審査に付する起訴陪審に關与せしめるという意味であるから、普遍的に国民からその委員を選ぶことはやぶさかでないのです。ただ全然能力のない者をもただ国民の名によつて参与させるといふだけでは的確に審査はなし得ないのです。だから普通常識を備えておるかどうかという程度のテストは必要じゃないかと思つておるのです。そういう扱いにならざるべき意思があるのか、ないのかというのを聞いておるわけでありませう。又根本的に今野木君がおつしやつたようにこの制度に對して再検討する必要もあると私は考へておる……。

○政府委員(野木新一君) 檢察審査会法では大体檢察審査委員になるのは、小学校を卒業しない者は檢察審査委員になることはできないというふうになつておるわけでありませう。但し小学校卒業と同等以上の学識を有する者は例外で檢察審査委員となることができるとありますが、原則といたしましては小学校卒業程度の学力があればいいというふうな御指摘のような点はたしか問題の点でありますので、研究してみらるべき点だと存する次第であります。

○伊藤修君 私はその法律はGHQの考へ方を拒否して、夜の十一時五十八分までその法律案を持つていて、最後の二分間で急速に通した経験を持つてゐるのですから、その法案の内容について今あなたの御説明を受けなくてもよく知つてゐる。併し小学校を卒業したという一つの基準をおいてありますけれども、小学校を卒業しても西尾君のごとき優秀な人もあるし、一知半解な人もあり得るのだから、その意味において成年になつてからの社会常識、一般常識というものを豊かにし、一応テストして、それに参与せしめ、人の罪のあるなしという重要なことを決定せしめる機關であるから、そのくらいの慎重さを經るところの必要があるのじやないか、運営の結果私はそういうことを痛感する。而もアメリカでは陪審員になる人は朝そういうふうにしてテストしてこれに参与せしめ、母法を作つたアメリカにおいてもそういうことをやつておるのだから、して見れば日本でもやつても差支えないのじやないかと思つておるのですが、こういう点は十分考慮してもらいたいと思つておるわけでありませう。従つて先ほど申しましたいろいろな実施以來の実績というものを一遍この際御報告願ひまして、そして互いに再検討したいと思つておる……。

○委員(小野義夫君) それでは今日はこの程度にいたしておきますが、ちよつとお諮りを申し上げます。

小委員の追加選定に關する件についてお諮りいたします。今回委員となられました中山福藏君より、新刑事訴訟法の運用に關する小委員及び民事訴訟法改正に關する小委員に、又委員一松定吉君より民事訴訟法改正に關する小

委員にそれ／＼加わりたき旨お申出が
ありました。つきましては両君をこの
小委員に指名いたすことに御異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野森夫君) 御異議ないと
認めましてさよう決定いたします。

では今日はこれで散会いたします。

午後零時三十五分散会